

営業所と車庫の直線距離が、以下に定められた距離以内であること

20km	東京都	特別区に限る
	神奈川県	横浜市及び川崎市に限る
10km	北海道	札幌市に限る
	茨城県	
	栃木県	
	群馬県	
	埼玉県	
	千葉県	
	東京都	特別区を除く
	神奈川県	横浜市及び川崎市を除く
	富山県	
	石川県	
	福井県	
	山梨県	
	岐阜県	
	静岡県	
	愛知県	
	三重県	
	滋賀県	大津市及び草津市に限る
	京都府	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、乙訓郡、久世郡及び綴喜郡のうち田辺町に限る
大阪府	貝塚市、泉佐野市、泉南市、豊能郡、泉南郡並びに南河内郡のうち太子町、河南町及び千早赤阪村を除く	
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び加古郡に限る	
奈良県	奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市及び磯城郡のうち田原本町に限る	
和歌山県	和歌山市及び海南市に限る	
福岡県	北九州市及び福岡市に限る	
5km以内	北海道	札幌市を除く
	青森県	
	岩手県	
	宮城県	
	秋田県	
	山形県	
	福島県	
	新潟県	
	長野県	
	滋賀県	大津市及び草津市を除く
	京都府	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、乙訓郡、久世郡及び綴喜郡のうち田辺町を除く
	大阪府	貝塚市、泉佐野市、泉南市、豊能郡、泉南郡並びに南河内郡のうち太子町、河南町及び千早赤阪村に限る
	兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び加古郡を除く
	奈良県	奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市及び磯城郡のうち田原本町を除く
	和歌山県	和歌山市及び海南市を除く
	鳥取県	
	島根県	
	岡山県	
	広島県	
	山口県	
	徳島県	
	香川県	
	愛媛県	
高知県		
福岡県	北九州市及び福岡市を除く	
佐賀県		

5km以内	長崎県	
	熊本県	
	大分県	
	宮崎県	
	鹿児島県	

※市町村合併により市町村名が変わっている場合がございますので予めご了承下さい。

ナミリスの運送業拠点事務所用トレーラーハウスは、営業所、休憩・睡眠施設の条件を満たしたトレーラーハウスです。